

- 六、完全小作法獲得の件
 - 七、金融業國家統制の件
 - 八、重要農産物國家統制の件
 - 九、肥料國營の件
 - 十、穀類事業其他重要生産事業の國家統制の件
- (2) 協議事項審議 (提案理由説明の要領)
- 一、農村借入金五ヶ年間支拂猶豫令制定の件
- 稲富 人 説明
- いくら備いても残るものは借金だけである。
借金の利上の爲めに生れたのではない。働か
ず甲斐のある生活にして貰ひたい。
それには借金整理が第一である。而して借金
の増引が必要であるがせめて五ヶ年間猶豫の

(6)

- 緊急勅令を出せ。 可決
- 二、農民救済資金並に農業資金無擔保貸付の件
- 農村救済の低利資金は其の借入手續に市町村長
の調申を要して相當餘裕のある者でなければ貸
して得れない。無擔保貸付要求の理由である。
可決
- 三、國社黨支持の件
- 政民の既成政黨は斷じて我等の生活を擁護するもの
ではない。大衆黨は非國民的政黨である。國社
黨の主張が唯一の政黨である。國家社會主義
に依つて小農資本家の手に在る富を切り離かね
ばならぬ。
可決
- 四、區劃整理對策の件
- 地主擁護の區劃整理に反對する。そして生活の

(7)